

〈研究論文〉

職務横領と村落政治：集団化時期中国山西省 P 県 D 村の綿花事件について

孫 登洲*

要 旨

集団化時期には、農村地方における中国共産党による革命の論理の展開や農民たちに対する改造と教育の推進につれ、中国の農村地方と農民たちの日常生活には鮮明な政治的な色づけられてきた。国と農民の関係も再構築され、「政治と日常」というものは毛沢東時代の中国農村社会の重要なキーワードとなってきた。商品作物と見られた綿花が、農民の日常生活を改善するための不可欠な存在であるのみならず、国の戦略的な物資として重要な価値が与えられてきた。1968年末ごろに、中国山西省中部のP県D村において起こった職務横領による「綿花事件」が村民から関心が持たれた。そして事件の複雑さ、「職務横領」、容疑者をカバーする幹部らや事件の不適切な処理などをめぐり、村民の不満を買うことになった。何回も処理されたが、その結果が思うままにならなかった。村の幹部間の権力闘争の介入により、日常普通の綿花事件が政治事件へと拡大してきた。また、国、幹部らと村民は何らかの形で関与したため、事件はD村の幹部陣、幹部と村民の関係及び村の政治事情などにも長期的かつ深い影響を与えたと言えよう。よって、本稿では、その事件の経緯の考察を通じ、裏にある複雑な関係やトラブルを検討し、さらにその特定の歴史的な背景にある複雑な村の政治実状、権力構造、幹部と村民らの関係や農村の日常生活にもいちおう触れたいと思う。

キーワード：綿花事件、村落政治、幹部と村民の関係、集団化

はじめに

近年来、当代の歴史分野では集団化時期の中国農村社会に関する研究が盛んになってきた。学界で注目された村落政治についても、農村のガバナンス、政治改造と変遷、階級闘争、党の再建と整頓運動、村の幹部ら及び幹部と村民との関係などをめぐる研究が展開され、数多くの成果も現れた。そのうち、従来の「国と農民」

の立場に立ち、政治運動の側面や視点から検討した研究は多いが、具体的な事件を例に集団化時期の村落政治について検討するのはまだ少ないようである。また、村の保衛（見張り人のこと。村での作物の見張りや治安維持などに当たることが普通。以下は同）や治安保衛組織の運転システムについての研究も稀であろう¹。以下の通り、本稿では「国—基層幹部—農民」という分析論理²を利用し、綿花事件の経緯につ

*中国山西大学中国社会史研究センター博士課程、山西大学外国語学院講師

いての考察を通じ、集団化時期の山西省P県D村の村落政治、権力構造や農村社会日常生活の複雑な実状を検討することにする。

中国山西省中部のD村³が山西商人の発祥地の一つと見られたP県にある村である。P県は山西省中部の盆地の中南部のあたりに位置し、典型的な農業県であり、年間約6,667ヘクタールもある綿花が栽培され、特別早熟型綿花の産地では省内一の栽培面積を持っている⁴。事件が起こったD村は、P県NZ郷北部にあり、P県古城より北へ10キロ前後離れたところに位置しており、養殖業や農作物栽培がその基幹産業であり、1人当たりの年収は3,700元である⁵。集団化時期には、生産大隊であったD村では、いい農業生産環境に恵まれ、1958年より集団化時期終了まで綿花が主に栽培された農作物の一つであった。また、D村では副業が発達しており、養豚場、食用油工場、お酢工場、春雨工場、綿繰り工場などの集団による副業が盛んに行われた。1968年にはD村では、2,463人あり、綿花栽培面積は1,066畝⁶であり、1畝当たりの収穫高が14.5キロ、年間総収穫高は15,974.5キロにも達した⁷。

1968年末に起こった「綿花事件」の現場がD村の綿繰り工場であった。盗まれた原綿の量が多すぎたため、事件処理にはP県公安局までも関与した。容疑者らの特別な身分や事件の処理をめぐり、幹部らの権力闘争の介入により村の幹部陣の分裂が引き起こされ、幹部と村民との関係も損なわれた。「綿花事件」は村全体に大きな影響を与え、その影響は1979年まで長引いたのである。

I. 「綿花事件」の経緯について

1. 職務横領による「綿花事件」について

1968年D村の綿花の収穫高は前年より減少に転じたが、15,974.5キロにも達した。同年2,463人があり、一人当たり1キロの原綿が配当されることになった⁸。1968年前後、D村では食料や綿花をめぐる窃盗事件が多発した。商品作物である綿花は軽いし、持ちやすいため、当時よく狙われたターゲットとなった。1968年の綿花の収穫期には、HCY、HCH、HLY、GYGなどの女性村民4人が11月10日、11日に2回に渡って畑での綿花や胡桃を盗んだ。翌日発覚し、生産大隊の幹部らがその窃盗行為について調査し、そして盗んだ綿花や胡桃は1斤当たり3元賠償するよう強要した。それで、HCYら4人がそれぞれ45元、20元、60元、25元賠償することになった。⁹この事件から当時D村の幹部らが綿花などに関する窃盗事件を重要視しており、そしてその取り締まりや処分の際しさも窺われた。しかし、前にもっと深刻な綿花窃盗事件がすでに起こったということが後で分かった。

同年11月8日深夜、D村の綿繰り工場で作業中の第8生産小隊の綿花が盗難に遭い、その被害は甚大で、作業済みの原綿が約70キロ盗まれた。事件の容疑者は4人おり、それぞれD村第8小隊の副隊長WXJ、村の保衛のHRS、綿繰り工場の電気工事係のWBFと村の電気工事係のWCYのことであると後で分かった。HRSはWBF、WCYと隣人同士で、「子供の時から一緒にバスケットボールをしたりしてよく遊んできた仲間」でもある。また、村の保衛であるHRSは副隊長のWXJと同じ第8小隊の村民であり、業務提携のため、よく付き合っており、「親しい友達同士」であった。HRSの斡旋を

通じ、4人の容疑者が合流し、「4人窃盗グループ」を結成し、「職務横領」で第8小隊の原綿を盗んだのである。¹⁰

事件発覚後、盗難の被害は甚大すぎ、D村8小隊の保管係のGRJと隊長TYSらに気づかれ¹¹、そして、生産大隊長WZXにも通報された。しかし、確かな手掛かりがなく、事件が解決に漕ぎつけなかった。1968年12月になると、綿花事件は新たな展開が見られた。8小隊副隊長WXJは自分が若干綿花を盗んだと友達のCASに漏らし、綿花の売却の斡旋をしてもらおうと頼んでみた。それを聞いて、CASはWXJに同じ8小隊の村民JYTを薦めてやった一方、こっそりと8小隊隊長TYSにも報告した。すると、TYSは村の保衛である容疑者のHRSを探してきて、生産大隊長WZXをはじめ、村の幹部らに報告するようにと指示した。生産大隊の事務室に行く途中で、HRSは容疑者でもあるWXJを見掛け、直ちに盗んだ綿花を処理しろと伝えた。そこで、12月4日にWXJはP県県城へ綿花を売りに行ってもらおうとJYTに頼んだ。JYTはその日にP県県城へ行って、1斤当たり2元の価格で、原綿を22キロ売却したかわりに、「手数料」としてWXJから10元もらうことになった。村に戻ってから、県城への綿花売却行為がバレてしまったと聞いて、心配してならないJYTはその日の夜生産大隊の事務室へ行って白状し、村の幹部らに進んで綿花売却の事情を説明し、またWXJからもらった10元の手数料を手渡した。それを受け、D生産大隊長WZX、貧代会（貧下中農代表会のこと）主任WXN、村の保衛LPGなどの幹部らが事情を聞き、関連記録を記した。そこでその日の夜、WZX、WXNと村の治安保衛主任LRZらがいろいろ手配をし、WXJを生産大隊の事務室へ呼んできて事情を

聞くことにした。と同時に、8小隊隊長TYSと同小隊貧下中農協会小組組長LDH、そして何人かの村の保衛と8小隊の村民らを動員し、WXJの家に行き盗んだ綿花を捜査・押収し、事務室に搬送するよう指示を出した。尋問を受けたWXJは窃盗の事実を認め、そして共犯者のHRS、WBFとWCY3人のことも白状した。こうして、幹部らはようやく村の保衛であるHRSも容疑者の一人であるということが分かってきた。そこで、HRSら3人も事務室に呼んできて、また同時に何人かを動員し、彼らの家に行き盗んだ綿花を捜査・押収させた。すると、12月4日の夜、WXJ、WBF、WCYとHRSの4人の容疑者の家から原綿はそれぞれ20キロ、14キロ、20キロ、20.1キロ押収されることになった。翌日の5日にWBFとHRSの家からまた原綿は15キロと9.5キロ押収された。¹²WBFの説明によると、自分が盗んだ原綿はWCYの家に置かれており、自宅から押収された14キロの原綿は1968年度に7人家族に配当されたものである。幹部らは確認したうえで、それをWBFに返還することにした¹³。最後は、幹部らは調査を通じ、WXJ、HRS、WBFとWCY4人の容疑者が8小隊の作業済みの原綿をそれぞれ42キロ、30キロ、17.5キロと17.5キロ盗んだという事実を確認したのである。

4人の説明によると、彼らは10月の初め頃からすでに共謀し、8小隊の綿繰り作業に乗じて綿花を盗もうと計画を立ておいたという。WXJへの聞き取り記録からD村の幹部らがまた新たな事実を発見した。というのは、WXJとHRSの窃盗行為は今回だけでなく、前に綿花窃盗行為はもう1回あるということが分かった。1968年10月28日の深夜、WXJとHRSはすでに村の綿繰り工場で8小隊の原綿を約35キロも盗んだのである。二人は、WBFとWCYに「断らず

に、自分たちがすでに1回綿花を盗んだことに気づかせないように」、事前に約束した通り、11月8日に再び WBF と WCY 2人と合わせて4人で8小隊の原綿を盗むことにしたのである。これで、1968年の末頃8小隊の「職務横領」による綿花窃盗事件の全容が基本的には明らかになった。盗難は2回にわたり、被害は約105キロである。1回目は WXJ と HRS 2人によって約35キロ盗まれたのに対し、2回目は WXJ から4人によるもので、約70キロ原綿は盗まれたのである。

綿花が「国の戦略的物資」であるため、そして、甚大な被害を加え、D村の幹部らは綿花窃盗事件の重大性を十分認識した。そこで、12月5日の午後、治安保衛主任 LRZ に頼んで、その事件をP県公安局に通報させることになった。それを受け、公安局は直ちに刑事 WZF と WJZ 公社に駐在した特派員 LWH の2人を派遣し、村に入って立ち入り調査をさせた。2人がD村に入るとき、「事件がすでに解決済みだった」。すると、彼らは村の幹部らの報告を聞いたうえで、4人の容疑者をも尋問した。また、12月7日、8日に容疑者らに始末書や反省文を書かせ、ほかに、事件の摘発に当たった生産大小隊の幹部ら、保衛や村民らに関連「証明書類」を示させた。一連の調査を経て、WZF と LWH は事件の全容が大体明らかになったと思い、そして、12月13日にP県公安局に「報告」を出した。中では、D村の事件の摘発の経緯、WXJら4人による事前計画及び犯罪実行のプロセス、容疑者らの個人情報などの内容が記された。また、紛失綿花の量についても更なる確認作業が行なわれた。生産大隊長 WZX らの「証明書類」をそのまま引用することなく、WXJ と HRS が盗んだ綿花の量を新たに確認した。つまり、WXJ の綿花の量については、彼

の家で押収された「1964年に畑で盗んだ4キロの綿花」も計算に入れて、売却された22キロと12月4日に押さえつけられた15キロを足して、計41キロと認定されたのである。HRS の場合は31キロと確認され、最終的に「四人の容疑者が集団で107キロの綿花を盗んだ」とまとめられたのである。また、「報告」の中では、容疑者への処分についてもアドバイスしてみた。8小隊副隊長である WXJ と村の保衛である HRS が事件の主犯に当たり、彼らは綿繰り作業の電気工事係の WBF と村の電気工事係の WCY を誘って事件を実施したのである。そして、2人は幹部や保衛なのに「職務違反行為をした」、そして「陰で談合して調査の協力を拒もうとした」ため、「その罪が極めて重い」とし、「厳重処分をするよう」と強く求めたのである。¹⁴ 「報告」を受け、P県の公安局は慎重な検討を通じ、WXJ と HRS の2人には一か月の拘留を処し、残りの2人には処分しないと決定した。それに基づき、D村でも容疑者4人に対する処分を示し、盗んだ綿花を8小隊に返還するよう、「盗品を返還すればよい」¹⁵ とし、また WXJ の小隊副隊長を解任し、HRS、WBF と WCY 3人をそれぞれの職から追い出そうと決めた。これで、1968年に起こったD村の「綿花事件」が一段落がついた。事件は単に窃盗事件だけと見られたのである。

しかし、以上のような処分結果は村民から広範な理解を得ていなかった。というのは、容疑者のうちに、副隊長や保衛もいれば電気工事係もあり、彼ら全員がD村綿繰り作業に直接関与しているスタッフであり、いわゆる「職務横領」したのである。綿繰り業務に詳しい彼らは、作業前後の数字管理システムや警備体制の抜け穴を利用したり、綿繰り機械の具合を微妙に調整し、作業前後の数字の差を埋めたりしてき

た。また、容疑者 HRS が D 村の共産党支部書記の WXR と「親戚同士」であり、親しい友達でもある。そのほか、事件調査を担当した P 県公安局の刑事 WZF までも山奥から D 村第 3 小隊に移住してきた人で、書記 WXR と同じ 3 小隊に属しており、「親しい仲間である」¹⁶。WXR は前に D 村の治安保衛主任をしたことがあるため、刑事 WZF と「業務上よく付き合ったりしており、親しい個人関係を築いた」¹⁷。さらに、同じ時期の女性村民 HCY らによる窃盗行為の処分と比べ、8 小隊の集団綿花窃盗事件の容疑者への処分のほうが軽すぎるように見えるし、そして処分基準の違いも顕著であり、「盗品さえ返還すればよい」だけで、他の賠償などは求められなかった。事件の裏にあるこれらの問題が原因で、事件処分には納得できない、理解できないという村民が大勢出た。「綿花事件」は徹底的な解決に至らず、かえって後の政治運動の展開に従って複雑化していったのである。

2. 「綿花事件」の新たな展開

1970 年になると、反革命分子に打撃を与え、汚職・窃盗・投機売買に反対するという「一打三反」運動が始まった。特に 2 月 5 日に中国共産党中央が「汚職、窃盗、投機的売買に反対する指示」を出し、全国で人民大衆を動員し政治運動を展開しようと指示した。「指示」の中では、「多数を寛大に、少数を厳しく」、「自白をすれば寛大に、拒否すれば厳しくする」、「大汚職窃盗犯と投機的売買犯を打撃し」、中小汚職窃盗犯に対しては、「教育と改造をするという方針を取り、その再発防止に力点を置く」といった具体的政策ややり方にも触れた¹⁸。それを受け、1968 年の「綿花事件」は反対すべき「窃盗事件」として再び問題視されるようになった。

また、容疑者 HRS の賭博問題もあらわになった。当時彼は 1969 年 12 月に隣の XYJ 村でのギャンブルで 200 元の大金と「布証」¹⁹20 丈(約 60 メートル)負けたといううわさが流行っていた。「綿花事件」が再び D 村の幹部と村民らの注目的となってきた。容疑者の繰り返しの「自我交待」「個人検査」(始末書や反省文のこと)や運動の更なる展開に連れ、事件はさらに拡大され、そして第 2 小隊の綿花事件という事実を新たに摘発されるようになってきた。

1968 年 10 月上旬のある日、D 村の第 2 小隊の「綿花事件」が発生した。その日の深夜、綿繰り電気工事係 WBF は村の電気工事係 WCY と村のトラクターの運転手の WSH と 3 人で 2 小隊の作業済みの原綿を約 15 キロ盗んだのである。翌日他の作業員らに気づかれ、村の幹部らに報告されたが、手掛かりが少ないため、事件解明はうまくいかなかった。それを見て、村内は騒然となり、「村の保衛らが綿花を盗んだからこそ手掛かりは見つからない」といううわすら広まった。実は 3 人で盗品を WSH の義理の父親の家へ搬送しているところを、偶然トイレ行きの村民 WJZ に遠く見られたのである。WJZ も綿繰りの電気工事係の一人であり、容疑者 WBF と同僚であるが、不仲であった。彼は綿花を搬送している人が WBF だろうと思い、そのことを生産大隊の綿繰り作業の責任者 WSJ に報告した。それを受け、WSJ は翌日生産大隊長 WZX に報告したが、WZX はただ「後で検討するから」と言って、具体的な対応措置を取っていなかった。²⁰事件発生から約半月経って、容疑者の WCY の家でおしゃべりをしている中、WSJ は自分がすでに 2 小隊の綿花事件のことを知ったということを WBF、WCY らに示唆した。そこで、「口止め」させるため、WSH、WCY と WBF ら 3 人は WSJ に原綿を

それぞれ1.5キロ、1キロ、1キロ計3.5キロ手渡したのである。綿繰り作業の責任者であり、当時村の治安保衛主任のLRZの義理の弟でもあるWSJは、綿花を受け取って、事件に黙ることにした。こうして、2小隊の綿花事件は闇の中に落ちてしまった。事件の発生時間から見れば、10月28日と11月8日の8小隊の「綿花事件」は2小隊より遅れている。8小隊の場合は、P県にまで通報し、警察が村に立ち入り調査までやった。それに対して、関連幹部らの庇いや容疑者らがわざと隠ぺいしたため、2小隊の綿花事件はずっと闇の中に隠されたのである。

8小隊の事件と違って、2小隊の事件は政治運動の中で摘発されたにもかかわらず、警察に通報するまでは行かず、D村の幹部らの主導で、「人民内部のトラブル」と見なされ、「教育と改造をするという方針を取り、その再発防止に力点を置く」という方針に則って処理されたのである。事件の解明のため、村の幹部らは、8小隊の「綿花事件」と合わせて「経済事件」と見なし、調査チームを立て、容疑者らを尋問し、「調査記録」や「尋問記録」を作成した。と同時に、容疑者らに繰り返し自分の罪を白状し、反省させ、始末書や反省文を書かせつけた。こうしてようやく2小隊の綿花窃盗事件が明らかにされた。1970年3月12日に、容疑者WBF、WCYとWSH3人は「自我交待」「個人検査」の中で事件の経緯を説明した。2小隊の「綿花事件」の全容は次第に明らかになってきた。今回の政治運動の中では、2小隊の「綿花事件」は大いに追究された。3人のうち、WBFとWCYは学習班に編入され、何か月間勉強せざるを得なかった。村の書記WXRと「親しい」、トラクターの運転手であるWSHは一時除外された。また、綿花をもらって事件隠ぺいに当たったWSJのほか、事件に関与したWBZ

とWSWも探し出され、繰り返し「個人検査」「自我交待」などを書かされた。WBZはWSHの義理の父親であり、「盗んだ綿花はWBZの家に隠された」とされ、進んで窃盗行為を告発しなかったことが問題視されたため、学習班で勉強せざるを得なかった。勉強を通じ、「良し悪しを識別できなく、村集団に多大な損をさせた」と認識できるようになった。²¹WSWは2小隊の綿繰り作業の保衛であり、「翌日盗難事件にすでに気づいたのに」、消極的に対応し、「黙ることにしており、進んで生産大隊の幹部らに通報しなかった」ため、学習班にも編入され、「自我交待」「個人検査」などを書かされた。と同時に、彼の共産党青年団支部副書記の職務も解任され、組織活動への参加が2年間も禁止される羽目となった。²²これで、2小隊の事件を合わせ、D村のシリーズ「綿花事件」の容疑者はWXJ、HRS、WBF、WCYとWSHの5人に増えてきたのである。

1970年4月23日より、D村生産大隊と毛沢東思想宣伝隊により、幾つかの「毛沢東思想学習班」が企画され²³、「綿花事件」の容疑者らはもちろん、WXJのために綿花売却を手伝ったJYTもWSHの義理の父親である「盗品の隠匿の手伝いをした」WBZも学習班に編入された。²⁴学習班では「自白」、「反省」、「学習」を繰り返させ、何回もの検討会が開かれ、一連の発言の記録が作成された。そのうち、1968年事件当時「主犯」と見られたWXJとHRSは前の三期の毛沢東思想学習班では特別扱いされ、繰り返して「自我交待」「個人検査」などを書かされ、8小隊の「綿花事件」の経緯など細かく白状した。学習班での学習を通じ、2人は「感想」、「反省文」などを書き、「極めてひどい罪を犯した」のだと自己反省し、検討会で何回も発言し、自分の認識や感想を述べた。特にWXJ

は「罪を認める態度がよい」とされ、「裏に隠れた真の張本人を探し出し、綿花事件を徹底的に解決させるため」、1970年6月30日の彼の「個人検査」は活字にして村民全員に配られ、村民らの摘発の意欲を促進させようとした。これも「綿花事件」はまだ徹底的な解決に至っていないことを物語ったのである。

1970年6月下旬以降、学習班で学習を続けてきたWBFとWCYらも注目を集められ、同じく繰り返して「自我検査」などを書かされ、8、2小隊の「綿花事件」の経緯など細かく白状した。そして検討会で何回も発言し、自分の認識や感想を述べた。また、「綿花売却を幫助」したJYT、「盗品を隠匿した」WBZと「進んで即座に幹部らに通報しなかった」WSWらも何度も「自我交待」「個人検査」などを書かされ、自分の犯した過失などを反省した。右のことに基づき、工作組とD村の幹部らからなる「清隊小組」が何回かに分けて彼らの学習事情や反省態度を検討したうえで、それなりに結論や処理意見を出してみた。しかし、シリーズ「綿花事件」という「大事件」については、何度も検討したが、結論付けに至らなかった。そして、容疑者らにも何らの処分もないまま学習班で学習を続けさせるだけであった。

処分事情から見ると、1968年当時より遥かに軽く見える。WXJ、HRS、WBF、WCY 4人らは新たな処分も受けていない。それよりWSJとWSHの2人に対する処分のほうがもっと軽かった。2小隊の「綿花事件」を庇ってきたWSJ本人は村の革命委員であり、村の治安保衛主任LRZと親戚どうしであると同時に、D村の綿繰り作業の責任者でもある。「自我交待」「個人検査」を何回か書き、事情を説明したほか、村から何らの処分もなかった。WSJは学習班に入れることさえもなく、引き続き革命委

員として村の仕事に当たっている。例えば、1970年5月11日の夜と12日の夜のD生産大隊の事務室で行われた「学習班の検討会」では、WSJは司会幹部として会議に出席した。また、同年7月2日の「P県各生産大隊革命委員情報登録表」における「何時なぜ何の処分を受けたか」というところには何も書かれていない。WSJ本人は「綿花事件」のため大きな影響は受けていないと言えよう。WSHも同様である。2小隊の事件のため、義理の父親であるWBZも学習班に入れられたが、革命委員会主任のWXRと「親しい友達」である容疑者本人はかえって学習班に編入されずに済んだのである。何枚かの「個人検査」などのほかに何らの処分も受けていないようで、前と同じように村のトラクターの運転手の仕事を続けていた。

以上のような「反対すべき」窃盗事件なのに、「人民内部のトラブル」と見て、「批評、教育」がメインな事件処理の対応は村民から大きな不満や不平を買って、わざわざ工作組とD村の幹部らに直接文句を言った村民までも出てきた。「綿花事件」という「大事件」は解決されなかったのは、幹部らが「小さな問題にばかり拘り、大きな問題の解決に真剣に取り組んでいないんだよ」と言われたのである²⁵。この時期になっても、D村のシリーズ「綿花事件」は依然として未解決のままであった。

II. 権力闘争の介入：「綿花事件」の政治化

1970年10月14日に、中国共産党P県革命委員会が通知を出し、県全域内で共産党の末端組織を整頓建設しようという政治運動を実施するよう指示し、そして具体的な手配ややり方の指導もした²⁶。運動の展開に従い、ずっと未解決

のままだった「綿花事件」は再び取り上げられた。そして、幹部間の権力闘争の介入につれ、事件はさらに拡大を見せ、約100キロ紛失の「綿花事件」から一躍して約1,000キロの「綿花大事件」へとエスカレートした。

事件のエスカレートはおしゃべりから始まった。出張中、当時トラクターの運転手、事件の容疑者の1人である WSH が JSL とのおしゃべりの中で「綿花事件」の話に言及したのである。JSL は当時 D 生産大隊の革命委員会副主任と村の副業の総責任者に当たる幹部であった。JSL の話では、WSH が次のように教えてくれた。8 と 2 小隊のほか、4 小隊と 9 小隊の綿花も盗難に遭ったことがあり、そして、WSH が生産大隊長 WZX と書記 WXR にそれぞれ 5 キロの綿花と約 30メートルの「布証」を送ったことがあるという²⁷。それを受け、JSL は「事情が複雑で、そして村民らの不満が強い」とし、1970年12月中旬に、「村の革命委員や幹部らに黙って」、「一人で、こっそり」と WJZ 人民公社の革命委員会とその主任に通報した。D 村の「綿花事件」の事情は複雑で、被害は甚大であり、100キロではなく、1,000キロもあるのよと報告したのである。D 村の「綿花事件」はこれで「綿花大事件」へと一変した。JSL の報告を受け、WJZ 公社は D 村の書記 WXR に対し、「D 村で運動を起こし、1,000キロの綿花大事件を徹底的に究明しろ」という指示を出した。²⁸そして、公社の幹部と JSL も入れた D 村の何人かの幹部を集めて党整頓建党工作組を作り、それを D 村に駐在させ、「綿花事件」の解決に専念させた。

工作組は村に入ってから、「綿花事件」解決に向けて、特別コラムを作ったり、村民を動員し、「みんなで進んで摘発をし、知っていることを遠慮なく個別に話そう」²⁹と呼び掛けたり

して、事件のことを D 村では誰でも知っているものにした³⁰。また、D 村では毛沢東思想学習班を 7 日間も開き、生産大隊長 WZX と書記 WXR も批判の対象にされた。トラクターの運転手の WSH も入れた 5 人の容疑者らは再び学習班に編入され、自分の罪を繰り返して説明し、反省し、「自我交待」「個人検査」などを書かされた。ほかに「盗んだ綿花の行方」も追及された³¹。以前に罪を「大人しく認めて深く反省した」と見られた WXJ のほかに、残りの 4 人の容疑者ら、特に今まであまり目立たない WSH は工作組から注目されるようになった。というのは、1,000キロの「綿花大事件」に拡大したきっかけは彼のおしゃべりによるものであり、そして村の党支部書記 WXR と「親しい仲間」であるため、裏には WXR 本人も関与したかという疑惑が持たれたのである。また、他の 4 人の容疑者と顕著に違って、事件発生以来 WSH は実質的な処分を受けなく、依然としてトラクターの運転手の仕事を続けてきた。それも彼が注目された理由の一つであろう。

1971年1月6日に、工作組は D 村の学校に WBF、WSH と WCY の 3 人を集め、集中尋問を行った。翌日の 7 日に、HRS と WBF を尋問した。4 人は再び 8 と 2 小隊の事件の事実や経緯などをデリケートなところまで説明し、「自白」した。今度の尋問を通じ、HRS は自分こそ 8 小隊の事件の主犯と張本人であると新たな事実を吐くようになった。2 小隊の事件のほかに、WSH は特に書記 WXR との個人関係や出張中のおしゃべりのことについて説明した。「事前に WXR と相談したことはない」、「村の保衛を担当したときから WXR と仲よくなってきた」、1,000キロ「綿花大事件」が起きてから、「相手にしてくれなくなった」、「WXR に布証を渡したことはない」などと語った。また、出

張中 JSL とのおしゃべりについては、2、8 小隊のことしか言わなかったし、「3、4と9 小隊の綿花事件には全然触れなかった」と弁解した。³²

容疑者らの説明に基づき、工作组は何回も会議を開き、「綿花事件」について議論した。JSL はそのうちの2回の会議に参加し、そして「WXJ と WCY は大人しい」、「WBF、HRS と WSH の3人は自分の罪をちゃんと反省せず、大人しくない」と自分の意見を述べた。³³しかし、他の幹部らが積極的な対応が見えなかった。その消極的な対応ぶりに対して、幹部らでは「他人の努力に依存する思想があった」とし、「更なる事件解明のため、明確な仕事を分担し、特定な幹部を選んで事件処理に専念させることが必要であろう」と述べた工作组の人さえた。³⁴「綿花事件に対する見方と処理意見」については、工作组はまず事件を回顧し、「2 小隊の事件は8 小隊の先にあり、8 小隊の事件を摘発した当時は2 小隊の事件に気づかなかったのだ」、「2 小隊の事件は1970年に初めて発覚した」という事実関係を確認した。そして、容疑者らの事実説明と反省の態度については、「WXJ と WCY は大人しい」、「WBF は主謀と首謀である」、「HRS は橋渡し役である」、「賭博で負けたお金と布証のことから見ると、HRS の綿花はきれいに押収されていない」と指摘した。また、「WXR と WZX の布証と綿花の問題」については、「確かな手掛かりが見つからないため、認定できない」とした。最後に、「ちゃんと調べたが、3、4、9 小隊の綿花事件の手がかりは見つからない」、つまり紛失の量は「100 キロ余りしか確認されない」「1,000キロまでは大きな差がある」と結論付けた。³⁵

調査の結果に基づき、1971年D 生産大隊は「綿花大事件」の確認事情をまとめ、「報告」

という形で WJZ 公社に出した。中では、第8 と2 小隊の事件しか取り上げられなかった。8 小隊のことについては、「2 回にわたり盗難に遭い、約125キロの原綿が盗まれた」、「事件発覚した当時取り上げられた綿花は107キロだけで、まだ約20キロの差がある」、「現在の事情を考えると、WCY と WBF に盗まれた8 小隊の綿花は全部押収されていないし、2 小隊の綿花は今でも取られていない」、「HRS に盗まれた綿花は42.5キロもあり、当時30キロしか取られなかったため、さらに追及する必要がある」、「事件発覚当時と1970年の学習班での自白、村民らへの聞き取り調査や村内外での取り調べと証明書類などをまとめて見ると、HRS の家の約10 キロの綿花と幾つかの布証、そして親戚に送られた2 キロの綿花を加えれば、被害と数字的には大体合っている」などの内容が記された。また、2 小隊のことについては、「毛沢東思想学習班での学習と村民らへの聞き取り調査及び幹部らの立ち入り調査などのおかげで、この前には全然気づかなかった綿花事件はようやく明らかになった」、「約22.5キロの盗品の綿花は今でも出されていない」とまとめた。「報告」の中ではさらに「毛沢東思想宣伝隊と村の党支部委員らの綿花事件に対する処理意見」も提出した。「盗品を全部返還すること。売却の場合や布証に交換された場合は、そのお金や布証を出すこと。相場より高く売った場合はそのもらった利益も全部出すこと」ということだった。具体的に言えば、「HRS はさらに約20キロの綿花を出すこと。WBF、WCY と WSH の3人はそれぞれ約7.5キロを出すべき」である。また、「WSH をトラクターの運転手から追い出すべきである」と提案した。³⁶

結局、確かな証拠がないため、JSL に取り上げられたD 村の「1,000キロ綿花大事件」は確

認に至らなかったが、その影響が甚大すぎ、WJZ 公社は依然として D 村の党支部書記 WXR を処分し、そして「それを県に報告し、P 県の幹部らに周知させた」³⁷。

綿花大事件はこれで一段落ついた。「盗品返還」や「職務解任」のほか、容疑者らは新たな処罰を受けていないし、彼らの日常生活にもあまり大きく影響されなかったようである。WBF、WCY と WSH の 3 人は 1971 年 4 月 7 日に相変わらず D 村の毛沢東思想宣伝隊に選ばれた。WSH も以前通りトラクターの運転手の仕事を続けていた。「綿花事件」の「主犯」と「主謀」と見られた WBF は、農村を脱出し、工場の労働者になるという当時非常に貴重なチャンスまで手に入れた。彼は党支部の了解を得て、P 県ディーゼルエンジン製造工場へ働きに行くことを実現した。その工場でもまた事件を起こして村に追い出されても、普通の畑仕事でなく、水利係や村外での副業活動などの仕事を任されたのである。WBF がこれらの貴重なチャンスをもって、優遇し続けられてきたのは書記の WXR の味方であり、WXR に支持されたためだろうと思う村民は少なくなかった³⁸。

Ⅲ. 「綿花事件」の波紋とその解決

1. 「綿花事件」の波紋

容疑者らのほかに、「綿花事件」特に「1,000 キロ綿花大事件」の波紋は D 村の革命委员会主任 WXR、同副主任 JSL と同委員の WSJ に広がるようになった。従って、それは次第に政治化され、D 村の共産党支部及び村の政治情勢にも大きなマイナスな影響を与えた。村の党支部の幹部らの間にもそれによって亀裂が入るようになってきた。

「1,000 キロ綿花大事件」については、公社も村も正式な結論を出していないが、告発者の JSL に対しては工作组は処理意見を出した。「うその告発をした」とし、党の整頓建党運動では彼を批判した。JSL はそれに納得いかず、精神的に大きなショックを受け、「電線に触ったり首を吊って自殺を試みたりした」などの極端な「党を裏切った行為」をした。そのため、工作组は JSL のこのような「自殺でもしようといった党を裏切った行為」に対して「本人を呼んできて会議を開いてその場で幹部らに彼のことを批判させた」のである。³⁹それで、JSL は失脚し、村民らに「頭がおかしい」という印象を残し、党支部の中でも孤立されるようになった。

JSL の告発した動機については、本人は「村民らは不満が強かったため」と自称した。一方、党支部の他の幹部らから見ると、JSL が事前に断らずに、「積極的に介入し、主任 WXR を筆頭とした幹部陣を変えるため権力闘争でも起こそうとしたのだ」。⁴⁰「綿花事件」を巡り、JSL と WXR の間に生じたトラブルは党支部の団結を破壊させた。党支部のこの「分裂」は 1976 年 12 月の WJZ 公社の党の整頓整風運動の時に公にされるようになった。

1976 年の末頃、山西省中部地区の党の基本路線教育工作隊が D 村に入った。と同時に、WJZ 公社でも集中的な党の整頓整風運動が展開された。12 月 20 日より工作隊は D 村で党員学習班、革命委員学習班と貧下中農協会青年学習班という三つの学習班を組織した。1971 年の「1,000 キロ綿花大事件」で生じた党支部の「分裂」や革命委员会主任 WXR と同副主任 JSL の間のトラブルがこの時期に公開された。1976 年 12 月 20 日、28 日と 30 日に D 村の党支部では何回も党支部会議と党支部拡大会議を開き、党支部の

「分裂」問題について議論した。検討を経て、党支部委員会では、「分裂」問題は1970年のJSLに告発された「綿花事件」に由来するものだとし、意見が一致するようになった。その後、運動の焦点も変わり、党支部の「分裂」問題からJSLへの批判問題へと転換した。1977年1月1日の党支部の会議のテーマはJSLへの批判に転じるに従い、もともと窃盗事件だった「綿花事件」はこれで党支部の権力闘争の種になり、JSLを批判するための主な話題の一つとして繰り返し言及されるようになった。当事者のJSLも会議で何度も自己反省せざるを得なかった。議論をまとめ、D村の党支部はWJZ公社の共産党委員会に「D党支部のJSLに対する批判資料」を出した。その中で、「綿花事件」に触れ、JSLが「積極的に介入し」、「嘘の告発をし、幹部を失脚させるためいろいろなことを企んだ」といった内容が記された。これが原因で、JSLは1977年1月に党支部から解任された。その後も、D村に駐在した山西省中部地区党の基本路線教育組はD村の幹部陣について議論し、上に報告するとき、JSLの過失や「綿花事件」にも何度も触れ、1977年10月3日に再びJSLの解任問題を確認した。JSLが「綿花事件では逃れられない責任を負っており」、「不和の種をまき、いろいろ企んで、一致団結の党支部を破壊したのだ」と指摘した。⁴¹それ以降JSLはD村の政治舞台から姿が消え、WJZ機械製造工場へ転職された。

2. 「綿花事件」の解決

「綿花事件」はJSLの解任で済んだわけではない。村民らの注目を集めた「綿花事件」も「1,000キロ綿花大事件」もWJZ公社や村から正式で明らかな結論を得ていなかった。そのため、1971年7月23日に青年小組が村の幹部ら

に提出した意見の中で、「綿花事件」に触れ、「今でも解決されていない」、「容疑者が幹部の仲間のためだろう」とした。⁴²1975、1976年にP県党の基本路線教育工作組が整頓整風運動を展開したとき、1975年12月2日、1976年1月1日と3日付けの「村民からの意見」の中では、綿花事件が「深く究明されていない」「今でも未解決なのだ」と明確に記された。それでも工作组や村から何の正式な返事も得ていなかった。

この未決のままの「綿花事件」は幹部と村民の間では深い溝が埋められた。その事件の認識については、政治権力闘争や党支部の政治情勢の安定化のことを考え、村の幹部らの多くは「綿花事件」を1970年の「1,000キロの綿花大事件」に限定させ、「公社ではすでに結論付けた」とし、「JSLが悪い、彼こそ村の党支部の不仲を引き起こした元凶である」と理解した⁴³。それに対し、村民らは事件を1968年に発生した第2と8小隊の綿花窃盗事件そのものであり、まだ未解決のままだと理解したのである。TYFとHLYの聞き取り調査の中でも、「綿花事件」と言えば、8小隊の綿花窃盗事件のことしか説明されなかったのである。

村の幹部と親しい容疑者のことも、同じ窃盗事件なのに鮮明に違う二重基準の対応もさらに幹部と村民の認識の違いを拡大させた種となった。幹部らは、警察、工作组と村の幹部らによる事件の処理は「妥当である」と認識した。JSL本人も過去のことを振り返ってみると、事件の処理は「個人の意思でなく、公安局関連スタッフが集団で相談した上で決めたため」、「妥当だ」と考え、「村民らが納得いかないのはその処理の手続きに詳しくないだろう」と説明した。それでも、「綿花事件」は2、8小隊のほか、4小隊で綿花の盗難もあったと依然として強く主張したのである。⁴⁴その一方、幹部らの

見方と違い、村民らは事件は「未決のままだ」とした。HLYがその一人である。容疑者らは村の幹部らと「親しい仲間であり、そして、警察も彼らの味方であった」。村民の利益を守ろうとしたJSLは、「文字の読み書きすらできない」といった理由で彼らに負けてしまって、ショックで「頭までもおかしくなった」と説明した。また、当時の党支部書記だったWXRについては、前に治安保衛主任を担当したとき、村民に厳しく、食料や綿花を盗んだ村民を見つけたら、よく罵ったり、縛ったり、殴ったりしたものだ。処罰された村民は特に綿花事件の処理に不満を感じた。彼らは、自分が少し食料や綿花などを盗んだらあんなにひどく処罰されたのに、大量の綿花を集団で盗んだ容疑者らは幹部と親しいため、「ただ盗みさえ返還すれば済む」、それ以外に何らの実質的な処分も受けていないというのはけしからんと考えていたのである。⁴⁵確かに容疑者らは大きな処罰は受けていないようである。WSHはトラクターの運転手の仕事を続けているし、WBF、WCYとWSHは依然として毛沢東思想宣伝隊に抜擢できるし、WBFは貴重なチャンスを得て農村から脱出し都市部の工場の労働者にまでなれた。そのような事実は村民らの怒りをさらに激化させたのである。

遅々たる未決のままの「綿花事件」とその裏にある幾多の問題点は村民らの不満を買った。そのため、後の工作隊か工作組が村で党の整頓整風運動や路線教育運動を展開すると、「綿花事件」が必ず出るほど繰り返して言及された。1979年ごろ、「綿花事件」への不満がだいたい募ったため、WJZ公社では再び特別工作組を作り、調査し直したが、結果が前と同じであり、新たな手がかりや証拠は見つからなかったという。⁴⁶しかし、この調査結果では村民らの疑惑

や不満を払しょくできなかった。「綿花事件」の処理は不公平だと思う村民はまだ少なくなかったようである。

IV. 結 論

右のように、本稿では集団化時期の「綿花事件」の経緯を考察してきた。村の権力文化ネットワークの受益者である容疑者らは幹部と深い関わりがあり、「職務横領」で村集団の綿花を盗んだのである。村民の摘発から小隊の報告を経て、村の幹部と治安保衛組織の介入から県公安局による解決へという事件の摘発経緯が、集団化時期の農村の保衛と治安保衛組織の運転システムを理解するのに非常にいい事例を提供してくれたと言えよう。生き残るため止むを得ず食料などを盗んだりした村民は村の「治安警察」である村の保衛らに暴力を振るわれた。その暴力は幹部と村民の関係にも影を落とした。幹部間の権力闘争の介入につれ、「職務横領」の「綿花事件」も政治の色が濃い事件へと拡大してきた。

村落政治の主な参加者として、県公安局と公社の幹部、D村の幹部及び村民はそれぞれ事件に関与しており、彼らの複雑な関係や相互作用は事件を未解決のままにし、村の政治権力の構造にも長期的かつ深い影響を与えた。

国の権力の代表として、県の公安局とWJZ公社の幹部らは事件を「人民内部のトラブル」、「小窃盗行為」と見なし、彼らの事件解明のやり方や「批評・教育」の対応が事件の影響の深刻さの上限を決めたのである。

村民から見ると、農村における新型政治システムの作り上げと強化及び農業生産の集団化の展開などは、実際に当時の苦しい生活から脱出させてくれるに至らなかった。それで、生き残

るための窃盗事件はある程度必然的なことになるだろう。容疑者らによる綿花事件も村民HCYらの窃盗行為もそういう村民の生存論理からきたものであり、それは「夏と秋の収穫期には窃盗行為が流行っている」という社会秩序の崩壊のきっかけにもなったと言えよう。そして、社会主義教育を受けた新農民たちは、国と集団などの「公」の力と「公平」などの現代意識理念に対する新たな認識を得て、政治への関与の意欲も高まってきた。それがあってはじめて、彼らは村集団の綿花窃盗事件とその裏の処理の不公平などに気付けるようになったのである。また、前の村の保衛らの暴力による幹部と村民の間の深い溝も「綿花事件」の見解にも影響した。WXR本人に不満があるため、特にWXRから暴力を受けた村民は、彼が関わった「綿花事件」の処理の公平性を疑問視したわけである。それも事件未解決化の大衆的な背景の一つであろう。

村の幹部については、「綿花事件」をめぐる激しい権力闘争の結果、D村の幹部陣が分裂し、村の権力文化ネットワークの再構築が引き起こされた。負けたJSLが失脚し、幹部陣から外されたが、勝ったWXRらもやがて政治舞台から姿が消えた。結局、同じ「綿花事件」であるが、その見方については幹部と村民の間に大きなずれが出た。聞き取り調査でも分かるように、村民らはそれをただ「職務横領」の「綿花窃盗事件」だけだと見なし、それに対して幹部から見ると、権力闘争の中の「綿花大事件」こそ「綿花事件」の正体であると理解したのである。

前述の検討をまとめると、1968年P県D村の「綿花事件」は複雑な様相を呈しており、村の政治権力の構造にも深く影響した。事件の中の国、幹部と村民の間の複雑な関係と相互作用

を理解するために、従来の「国と社会」の分析論理の不足は明らかになった。事件やその裏にある村民、幹部、県公安局などの複雑な関係などについての考察は、集団化時期中国農村の「政治と日常」の運転システムを理解するために生き生きした事例と経験事実を提供してくれた。中国山西省中部D村での十数年にも渡る「綿花事件」の影響が深いし、その裏にある複雑な諸側面もさらに研究する価値と余地があるだろう。

注

- 1 エドワード・フリードマン (Edward Friedman) によると、従来の中国農村の研究では、村の数多くの治安警察と民兵組織による暴力についての研究が未だないようである。弗里曼 (Edward Friedman) など (2002) 『中国郷村、社会主義国家』中国社会科学文献出版社、371頁。
- 2 申恒勝氏が、政治変遷の中にある国と基層幹部について検討する時、「国と農民」の関係という従来の分析論理によって中華人民共和国建国以来の基層政治の運転などを究明するのは困難であるとし、「国—基層幹部—農民」という分析論理を構築するのは必要だと指摘した。綿花事件には国、基層幹部と農民がそれぞれ関与したため、この分析論理を導入するのは当時の村の政治や農村社会を理解するのに役立つであろう。申恒勝 (2011) 「整合与反蝕：政治変遷中的国家与基層幹部——以晋県为表述对象 (1945-1976)」、中国華東師範大学博士学位論文をご参照。
- 3 個人情報などの配慮のため、本稿で扱っている人名・地名はすべてそのピンインの頭文字で表すことにする。
- 4 霍玉璞等 (2002) 「浅谈P県綿花面積急剧滑坡的原因及对策」『中国綿花』第2号、45頁。
- 5 内山雅生・祁建民 (2010) 「中国内陸農村訪問調査報告 (1)」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』第11号、325頁。
- 6 畝とは中国農村における土地の面積単位であり、1畝は約6.67アールである。以下は同じ。
- 7 D村の人口や綿花の収穫高などのデータは「D大隊1958-1974年食料綿花逐年産量表」をご参照。D村の農村基層档案資料 (中国山西大学中国社会史研究センターに所蔵) 1-579による。以下はD村の档案資料と略称する。
- 8 「D村の8小隊の証明」(1970年6月29日)をご参照。D村の档案資料の1-401による。
- 9 HCYらの「尋問記録」や「自我交待」「個人検査」

- (始末書のこと。以下は同) などをご参照。D村の
 档案資料の1-263による。
- 10 WSJの「尋問記録」(1971年1月6日)やHRS
 の「自我検査」(1970年6月22日と1971年1月7日)
 及びWXN、WZXらの「証明材料」をご参照。D
 村の档案資料の1-389による。
 - 11 1968年秋、8小隊では10月28-30日と11月7-8
 日に2回にわたり綿繰り作業が行なわれ、副隊長
 WXJがその作業の責任者であった。8小隊の保管
 係GRJが作業前後の綿花量のかかなりの差に気づ
 き、大量紛失しただろうと疑い、小隊長TYSに報
 告した。具体的な発覚の経緯については、第8小隊
 の「控訴材料」をご参照。D村の档案資料の1-389
 による。
 - 12 TYS、LDH、WZX、WXN、LRZらの「証明材
 料」(1968年12月7、8日)に基づき整理された。
 詳しくはD村の档案資料の1-389をご参照。
 - 13 1968年12月30日に幹部らがその分の綿花をWBF
 に返還した。3小隊の「証明材料」をご参照。D村
 の档案資料の1-389による。
 - 14 「WJZ公社D大隊第8生産隊の原綿窃盗事件に
 ついての報告」(1968年12月13日)をご参照。D村
 の档案資料の1-389による。
 - 15 JSLの聞き取り調査をご参照。JSLは、1938年生
 まれ、中国共産党員で、生産政治隊長、治安保衛主
 任、党支部委員、党支部副書記、革命委員会主任と
 同副主任などを歴任。事件当時、村の副業の総責任
 者だった。綿繰り作業は副業の枠に入っている。
 1,000キロの「綿花大事件」へと拡大されたのも彼
 のためだった。聞き取り時間は2013年8月15日、19
 日、聞き取り者：田中比呂志・孫登洲・古泉達矢、
 整理者：孫登洲。以下は同。JSLと後述のHLYと
 TYFらへの調査はすでに田中比呂志、孫登洲、古
 泉達矢の「華北農村訪問調査報告(5)——2013年
 8月、山西省P県D村」(『東京学芸大学紀要 人
 文社会科学Ⅱ』65:61-70頁、2014年1月)にまと
 められたため、それをご参照。
 - 16 2013年8月19日のJSLの聞き取り調査をご参
 照。
 - 17 HLYの聞き取り調査をご参照。HLYは、1926年
 生まれ、中国共産党員で、D村の主任や治安保衛主
 任を歴任した人物である。聞き取り時間は2013年8
 月15日、聞き取り者：田中比呂志・孫登洲・古泉達
 矢、整理者：孫登洲。
 - 18 D村の档案資料の1-7による。
 - 19 当時布を買うのに必要な切符に相当するもの。以
 下は同じ。
 - 20 1970年3月12日のWSJの「自我交待」をご参照。
 D村の档案資料の1-389。また、WSJからの報告
 には異議があり、WZXは事件当時報告を受けたこ
 とがないとし、1970年に2小隊の事件が発覚しては
 じめてようやく分かったのだと弁解した。1976年12
 月30日の党支部記録をご参照。D村の档案資料の1
 -18による。
 - 21 1970年8月10日のWBZの「個人検査」をご参照。
 D村の档案資料の1-389による。
 - 22 1970年8月10日のWSWの「個人検査」をご参
 照。D村の档案資料の1-389による。
 - 23 明確な時間付き記載の学習班は三つあり、1970年
 4月23日-5月6日は第一期で、5月7日-24日は
 第二期で、三期目は5月26日-6月15日である。
 WBF、HRS、WXJとWCYの4人が三期連続編入
 されたのに対し、WSHは一度も入れられなかつた。
 - 24 大隊の「一打三反D大隊落實三個照弁統計冊」
 (1970年7月11日)をご参照。D村の档案資料の1
 -18による。
 - 25 1970年7月3日にWJZ公社の教師D村毛沢東思
 想宣伝隊に収集・整理された「社員群衆意見」をご
 参照。D村の档案資料の1-402による。
 - 26 中国共産党P県革命委員会核心小組による「関
 於今冬明春整建党工作法案(草案)」(1970年10月14
 日)と「關於整建建党中組織整頓的幾点意見」(1970
 年12月15日)をご参照。D村の档案資料の1-7に
 による。
 - 27 JSLに取り上げられたこの「5キロの綿花と30
 メートルの布証」についてはWSHに否認し、反発
 された。確かな証拠がないため、工作隊と村の幹部
 らにも否定された。
 - 28 「1,000キロ」の数字の由来については、JSLは
 1970年の党の整頓建党学習班の中では「実際の数で
 なく、自分が推量した数なのだ」と認めた。1971年
 D大隊の「1,000キロの綿花の行方についての報告」
 をご参照。D村の档案資料の1-389による。
 - 29 1971年D大隊の「1,000キロの綿花の行方につ
 いての報告」(草稿)をご参照。具体的な日時は不詳。
 D村の档案資料の1-389による。
 - 30 TYFの聞き取り調査をご参照。TYFは、1942年
 生まれ、8小隊の村民だった。聞き取り時間は2013
 年8月16日、聞き取り者：田中比呂志・孫登洲・古
 泉達矢、整理者：孫登洲。
 - 31 WXJの綿花は1968年当時すでに確認された。
 HRS、WBF、WCYとWSHの4人は1971年1月1
 日にそれぞれの「自我検査」で「盗んだ綿花の行方」
 を説明した。HRSは2回で約30キロの綿花は「事
 件発覚後全部押収された」とした。WBFは、2、
 8小隊の約18キロの綿花のうち「WSJに渡された
 1キロのほか、全部押収された」と書いた。WCY
 もWBFと同じセリフで、「売ったり使ったりしな
 かった」と主張した。WHSなら、「WSJに渡され
 た1.5キロのほか、残りは自分で使われ、布団に2
 キロを、古いコートに2キロを入れた」とした。HRS
 ら4人の「自我交待」をご参照。D村の档案資料の
 1-389による。
 - 32 1971年1月6日のHRSとWSHの「尋問記録」
 をご参照。D村の档案資料の1-389による。
 - 33 1971年1月11日の工作組の会議記録をご参照。D
 村の档案資料の1-19による。

- 34 1971年1月11日夜の工作組の会議記録をご参照。
D村の档案資料の1-19による。
- 35 1971年D大隊の「1,000キロの綿花の行方についての報告」と1971年の工作組の「綿花事件に対する見方、認識と意見」及び「綿花事件に対する見方と意見」をご参照。具体的な日時は不詳。D村の档案資料の1-389による。
- 36 1971年の一打三反D村の「報告」をご参照。具体的な日時は不詳。D村の档案資料の1-389による。
- 37 1977年1月のD大隊党支部がWJZ郷共産党委員会に出した「D党支部のJSLに対する批判材料について」をご参照。D村の档案資料の1-18による。
- 38 1975年12月2日と1976年1月1日、3日のP県党の基本路線教育工作组に整理された「群众意見」や「D大隊整党整風記録」をご参照。D村の档案資料の1-579による。
- 39 D毛沢東思想宣伝隊と党の整頓建党運動のリーダー組が革命委員党の核心小組と公社党の整頓建党運動のリーダー組に出した「D大隊で党支部を作るための要請報告」（1971年1月13日）をご参照。D村の档案資料の1-401による。
- 40 「D党支部委員拡大会議記録」（1977年1月2日）、「D大隊党支部会議記録」（1977年1月3日の夜）」とD大隊党支部がWJZ郷共産党委員会に出した「D党支部のJSLに対する批判材料について」（1977年、具体的な日時は不詳）をご参照。D村の档案資料の1-30、18による。
- 41 D大隊に駐在した山西省中部地区党の路線教育工作组による「状況報告」（1977年3月14日と4月22日）及び「JSLを幹部陣から移出した問題に対する意見について」（1977年10月3日）をご参照。D村の档案資料の1-577による。
- 42 D大隊党支部会議記録での「各小組議論発言紀要」（1971年7月23日）をご参照。D村の档案資料の1-15による。
- 43 村民らに提出された「綿花事件」の問題については、P県党の基本路線教育工作组が赤いペンで「公社がすでに結論づけた」という内容を記した。1975年12月2日夜の「D大隊整党整風記録」をご参照。D村の档案資料の1-579による。
- 44 JSLの2013年8月19日の聞き取り調査をご参照。
- 45 HLYの2013年8月15日午前の聞き取り調査をご参照。
- 46 JSLの2013年8月19日の聞き取り調査をご参照。
- 家与基層幹部——以晋県為表述対象（1945-1976）」、中国華東師範大学博士学位論文。
- 霍玉璞等（2002）「浅談P県綿花面積急劇滑坡的原因及对策」『中国綿花』第2号。
- 内山雅生・祁建民（2010）「中国内陸農村訪問調査報告（1）」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』第11号。
- 田中比呂志、孫登洲、古泉達矢（2014年1月）「華北農村訪問調査報告（5）——2013年8月、山西省P県D村」『東京学芸大学紀要人文社会科学Ⅱ』第65号。

参考文献

- 弗里曼（Edward Friedman）等（著）・陶鶴山（訳）（2002）『中国郷村、社会主義国家』中国社会科学文献出版社。
- 申恒勝（2011）「整合与反蝕：政治変遷中的国